

第 6 9 号議案

中野区もみじ山文化の森施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するほか、規定を整備する必要がある。

## 中野区もみじ山文化の森施設条例の一部を改正する条例

中野区もみじ山文化の森施設条例（平成4年中野区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「第9条」の次に「、第14条の2」を加え、同表(1)の表中「88,300円」を「89,800円」に、「125,000円」を「127,100円」に、「147,000円」を「149,500円」に、「176,500円」を「179,500円」に、「110,300円」を「112,200円」に、「126,100円」を「128,200円」に、「178,700円」を「181,700円」に、「210,200円」を「213,800円」に、「252,100円」を「256,400円」に、「157,700円」を「160,400円」に、「26,500円」を「27,000円」に、「49,900円」を「50,700円」に、「66,700円」を「67,800円」に、「31,500円」を「32,000円」に、「60,900円」を「61,900円」に、「80,400円」を「81,800円」に、「39,800円」を「40,500円」に、「75,000円」を「76,300円」に、「99,900円」を「101,600円」に、「48,200円」を「49,000円」に、「91,900円」を「93,500円」に、「122,600円」を「124,700円」に改める。

別表(2)の表中「3,500円」を「3,600円」に、「5,500円」を「5,600円」に、「7,300円」を「7,400円」に改める。

別表(3)の表中「3,200円」を「3,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「6,600円」を「6,700円」に改める。

別表(5)の表中「4, 200円」を「4, 300円」に改める。

別表(7)の表中「4, 400円」を「4, 500円」に、「5, 800円」を「5, 900円」に、「8, 000円」を「8, 100円」に、「10, 200円」を「10, 400円」に、「10, 100円」を「10, 300円」に、「13, 300円」を「13, 500円」に改める。

別表(8)の表中「3, 300円」を「3, 400円」に、「3, 200円」を「3, 300円」に改める。

別表(12)の表中「5, 300円」を「5, 400円」に、「3, 200円」を「3, 300円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、別表中「第9条」の次に「、第14条の2」を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。